

建 築 家 の 仕 事

熊平建築設計事務所

主宰 熊 谷 和 幸

目 次

- 正しく建築するには

- 「建築設計監理業務についての説明」
 - ・ 「企画」とは
 - ・ 「基本設計」とは
 - ・ 「実施設計」とは
 - ・ 「監理」とは
 - ・ 「建築設計監理報酬」とは
 - ・ 「まとめ」

- 建築主が知っておきたい
「監理」と「施工監督」のちがい

- 「すまいのABC」から
提言したい生活技術

正しく建築するには

これからあなたが建築主になってトラブルなく建物を入手するためには、まず、わが国では、次の四つの型があることを理解されて、その中の一つを自ら貴方の意思で選び出し、しっかりした御認識のうえに立たれて、事業を進められることが何よりも肝要かと存じます。

I型 ・ 直営工事式

建築主自らが計画し、設計しながら各種建築材料を購入、匠、工人・人夫等を雇用し、自らが工事を実施する。そして、建築に関する諸法律に対応するためには、建築士事務所（建築確認代願）に建築確認代理業務などを依頼する。

II型 ・ 設計・施工分離方式

建築設計・監理を専業とする建築家が主宰する建築設計事務所の「設計・監理業務」を委託したうえで事業を進める。

III型 ・ 設計施工一括方式

建設業者と「設計・監理・施工」を一括して工事請負契約を結んで事業を進める。（うち監理を別途とする場合もある）

IV型 ・ 建売方式

すでに、商品として完成している建物を購入する。

上記のそれぞれの型がもつ長所短所を十分にご検討、ご理解のうえ、II型で実行されることを決断された方は、次の「建築設計監理業務についての説明」を御熟読ください。

「建築設計監理業務」についての説明

建築が造られる過程にはいろいろな手法がありますが、まずどのようなものを造りたいのか、建てようとする方（建築主）が意思決定しなければなりません。

この段階では、下記の1)、2)、3)などが必要です。

- 1) 企画
- 2) 調査
- 3) 情報収集

この1)、2)、3)、その他のケースによって、さらに多くの研究もしなければなりません。というのは、建築はたんに多額の金額を投資するだけでなく、その周辺の環境にも大きな影響をあたえる一大事業だからです。

この第一段階が終わりますと次の1)、2)の業務へと移っていきます。

- 1) 設計
 - a) 基本設計
 - b) 実施設計
- 2) 監理
 - a) 事務的処理
 - b) 現場的処理

これらの関連した業務がスムーズに行われて、はじめて【美しく】【安全で】【使いやすい】【その建築が、社会に、地域に意義を持っている】・・・・・・良い建築が生まれるのであると確信しております。

この一連の流れと、その過程で行われる業務の概要は、次のとおりです。

「企画」とは

建築主が建てようとする建築の基礎的必要条件を、企画立案することを言います。例えば、必要な敷地面積、敷地立地条件、購入価格、都市計画的な問題など、又建築の必要面積、主な使用目的、予算金額、法律上の問題点、近隣問題などが考えられます。これらは建築主にとり、建築物そのものよりはるかに重要な要素を多く含んでおりますが、案外軽視されている傾向があるようです。建築家が行なう業務は、単に企画が決定されているものの設計監理を行なうこと以外に、この企画段階で企画、調査、情報収集などのコンサルティング業務も含まれ、ある場合にはむしろこの方に重点をおかないと結果的に良い建築が造り出せないとも考えられます。

「基本設計」とは

建築主が企画段階で意思決定した素案を建築家に条件提示し、これに基づいて建築家が、自己のノウハウにより建築全体の基本構想をまとめ上げる業務を言います。この業務こそ、その建築の全体像を決定する重要な業務であります。その建築の基本的なイメージと、空間構成が決定された時点で設計業務の半ば以上が終わったといっても過言ではありません。従って、基本設計は、建築家が作成する案を基に、建築主と何回でも協議して、双方が十分理解し合うことが大切であり、このためには十分な時間をかけるこ

とが肝要です。

基本設計の成果図書として・・・

- 1) 基本設計書（建築・電気設備・給排水設備・空調設備・屋外計画など）
- 2) 計画説明書（内容説明書・全日程の概要・概算立案書など）

「実施設計」とは

基本設計が建築主の要求条件を満たしていることが確認され、承認を受けたあと、これの基づいて工事の実施に必要であり、また工事施工者が工事費を算出できるための各種詳細設計図書を作成する業務を言います。この業務は、建築デザイン関係、構造関係、電気設備、給排水設備、空調設備、屋外計画、場合によっては土木関係など多岐にわたっているため、これの全体的な総合化を踏まえながら、各部門の詳細な図面や、図面のみでは表現できかねる部分を補充するための仕様書を作成します。近時、さらに、複雑になった各種法律にも合致するように研究しなければなりません。このような業務のために、基本設計の場合以上の時間を必要とします。

実施設計の成果図書として・・・

- 1) 設計図 [建築（構造図含む）・電気設備・給排水設備・空調設備・屋外計画など]
- 2) 計算書 [建築構造計算書・設備関係諸計算書など]
- 3) 仕様書 [建築・電気設備・給排水設備・空調設備・屋外計画など]
- 4) 工事費概算書
- 5) 諸官公庁届関係図書

「監理」とは

実施設計が完了すると、建築主は施工業者に見積を依頼し、工事実施金額を決定のうえ、工事請負契約を締結し、工事に着手するという手順になります。建築家は、この過程全般にわたって建築主に協力し、助言や提案を行なうことが監理業務の事務的処理部分と考えられます。工事が始まると完成に至るまで、建築家は、建築主の意図を踏まえたうえで、施工者に設計趣旨を正確に伝達し、施工者が工事のために作成する施工図のチェック、材料の選定、色彩などの決定、工法や工程についての意見交換、工事費支払い関係に対して、建築主の代行者としてのチェックなどを行ないます。建物が完成した時点で、その出来栄え、機能などをチェックし、当初の目的とおりに完成したことを予め確認してうえ、建築主の立会いで竣工検査を行ないます。尚、竣工時に必要な図書、および、完成引渡し後必要な関係図書などの整理を行い、建築主がその建物の使用、改造などに不都合が生じないようにすることなどが、監理業務内の現場的処理部分と考えられます。

「建築設計監理報酬」とは

日本では、物品を購入するための代価は支払っても、無形のもの（例えばコンサルティング、エンジニアリングなど）を購入する時の代価は、とかく軽視されている風潮があります。建築の設計監理業務とは、「無」から建築物という「有」を生み出す過程でのヘッドワークであり、主としてソフト業務といえます。

（このソフト業務に対応するハード業務とは、実施設計図書を作成する業務を指しています。）監理業務も、現場で作業状況を監視監督をする仕事を言うのではなく、建築主、建築家が意図していること（もの）がその意図とおりに造られていくよう指導していく業務であって、いわば設計業務の延長線上のことであるとも解釈できます。このような業務であるため、設計監理報酬は、図面枚数の多少や、それに要した時間、手間の多寡によって金額が増減するというものではなく、建築家とそのアシスタントの蓄積されたノウハウ的なものに対する代価と考えられます。そのような性質ものであるため、価格と呼ばず報酬と呼ばれています。なお、報酬料算定基準の公的なものとしては、建築士法第25条の規定による「建設省告示第1206号」があります。業務の内容や報酬額を算定する考え方を明らかにしたのですが、これに準じたもので、社団法人日本建築家協会制定の「設計監理業務規定」が70年の歴史と実績によって、長い間、官民をあげて採用され、社会一般に慣行化されているのが現状であります。依って、幣所もこれに準じた料率表を作成し、今日に至っております。

「まとめ」

以上が、工事の種類や規模などによって多少異なることもありますが、原則として建築が造られる場合に、建築家として設計監理業務を行なう一般的な過程と、それに要する報酬について述べました。その他、建築家はコンサルタント業務（住宅相談、既存建築の調査、工業化建築への指導、建築紛争に対する助言など）も行ないます。建築家は建築主の代理人として、その専門領域で自らの技能を活用するとともに、その建築を使用する人たちの立場での考え、又、地域社会にその建築が貢献することを配慮し、建築主と施工者の間に立って、公平な指導や助言などを基本として業務を行なわねばなりません。

建築主が知っておきたい 「監理」と「施工監督」のちがい

設計図書は、元来、第三者もその設計の意図を完全に読みとれるように表現されるべきであるが、なんとしても紙の上だけの作業であるので、やはり、表現不能な点も出てきます。従って、監理者は工事の進行中、必要に応じて直接工事に目を通しながら、質疑応答や補足説明を行ったり、また、施工者が設計の意図をどのように理解しているかを確認する意味でも、施工者自らが作成する施工図面や工作図面を事前にチェックするなど、工事の内容が設計者の意図のとおりに進むよう調整する必要が生じるのであります。これが、監理という業務が必要とされるゆえんなのであります。

設計者は着工前に設計図書の内容を詳細に建築主に説明して、その理解と同意を得た後、監理者はこの図書や現場説明要項を基に現場説明を行いません。そして、これに基づいて施工者が作成した見積書を綿密に査定し、その適正なことを確認したうえで、建築主、施工者間において締結される工事請負契約書に署名します。

ここにはじめて、建築主・設計監理者・施工者の三者に共通するガイドラインが成立するわけで、工事は全てこのガイドラインの枠の中で行なわれなければならないし、また、そうであれば紛争などは起こらないはずであります。ところが残念ながら、時折紛争が起こることも事実であります。いろいろな原因が考えられますが、先ず第一に「監理」という概念が一般社会（中には請負者においてすら）には正しく理解されないで、昔からの慣習のまま、漠然と、カントク・ケンサの仕事ぐらいに考えられ、大体こと足りているようであります。従って、建築主側とすれば、この設計監理者に委託さえすれば、工事は隅々まで見落としなく責任を持ってみてくれるはず、と思うのは無理からぬことでもあろうし、現に「工事のカントクを引き受けながら、現場にもあまり来ないし、職人任せで、カントクが杜撰であり、あとの始末も一向にかまわない・・・」と、これには「建築主に代わって監視役の仕事も任せておいたのに・・・」という意味合いにも聞きとれるようですが、このような苦情は、設計行為の延長である「監理の業務」と請負者側の派遣する「施工監督の仕事」との区別がはっきり理解されていないのが原因のように思われます。施工監督者は、実際、現地において、設計図書のとおりには事物を造り出さねばならないのだから、当然、人と物に直接関わり合いを持つことになり、人に対しては監督、物に対しては検査の行為が必要になってくるはずであります。況や、設計図のとおり、請負金額内で、期限内に完全に造り出して引き渡します・・・と確約した（請負った）以上、請負者側においては、経済利益の面からも、構築技術の面からも、優れた信頼のおける施工監督者を自ら厳選して、その目的を全うせんとするのは当然の理であろう。前述の監理者は、請負契約の内容が適性であることを確認した後、この施工監督者を通して設計者の意図を更に詳しく微細なところまで施工関係者に伝え、施工の結果を確認しながら次の工事段階へと進めてゆくのであります。

因みに、次のことを想定してみましょう。ある主催者（建築主）が作曲家（建築家）に作曲（設計）を依頼し、その完成された楽譜（設計図書）を基に、新曲発表会を開催するためにその道の興行師（請負人）との間に、この演奏（構築）のための契約を締結したとしましょう。今ここに、興行師が差し向けた指揮者（監督者）と楽団（施工体）を前に、その演奏に聞き入っている作曲家がいます。そして、自ら楽器を手にも、指揮棒を手にも出来ずに、唯、イエス、ノーのサインのみを指揮者におくるだけのもどかしげな作曲者の横顔が見えることとしましょう。このときの作曲家（建築家）は、ただ、己が耳を頼りに、そのサインが指揮者を通じて楽団員のそれぞれに機能することを願うのみであり、まさに、隔靴搔痒の感しきりと言うべきでありましょう。以上述べたことで、請負企業体（建設会社、請負人、土建業者などと呼ばれている）のなかで、この施工監督（単なる世話役さん型ではない）としての職責が、如何に重要なものであるかを伺い知ることが出来るでありましょう。また、設計者側の監理の業務も、この施工監督者を通してでないと確実に機能してくれないのであるから、その任に当たらしむる施工監督者としての適格性について、これを裁量する義務と権限が、監督者にあるとするもの当然の理ではないでしょうか。

「請負」という聞き慣れた言葉の中には、実は次のふたつの意味が含まれていることをはっきり認識してもらいたいのであります。それは、請負行為のための契約（CONTRACT）と、もうひとつは、その目的とする構築（CONSTRUCTION）であります。このふたつの意味が、どうして同居するようになったのかという歴史的理由については他の機会に譲るとして、特に近頃では、前者と後者の使命が判然と追及されぬまま、妙に一括して組み込まれた企業体が、「総合建設業」として氾濫するのは如何なものでありましょう。

通常、この興行的請負人のみに重きをおき、肝心の楽団等の内容については深く探ろうともせず、いとも簡単粗雑な請負約束で事を済まし、あとは宜しく、と申し出る監理者泣かせの建築主（自治体・民間ともに）が多々あるのはどうしたことでありましょうか。実際に構築するためには、多種にわたる職人や技能集団、及び工作所など、それぞれの能力を見極める見識の持ち主でもあらねばならぬこの施工監督者そのものについては、前者ほどの心配りが見受けられないのは驚きのほかはありません。構築するために、直接手を下す「施工監督者の質」をも組み入れて評価された請負施工体であらねばならぬはずであろうに。

終わりに、本当に正しく建築するためには、建築主・設計監理者・施工者が、ちょうど五徳の脚のように、それぞれの任の在って、バランスのとれた協力が必要であります。ということを理解し合ったとき、この心の決まりを神前にはっきり誓い合うのが起工式であって、これも単なる催しごと、セレモニーで終わってはならないのであります。所詮、建築するということは、建築主その者が持つ一切の格を出現させるための追及であり、建（いのり）であり、築（きづき）でありましょう。 1978. 正月 刻 平

住まいのABC—提言したい生活技術

かつて祖父が、「家成って亭主足らん」と、よく言っていたことを思い出す。住宅としては、立派なものは出来たが、そこに棲む人の生活からにじみ出てくるものがぴったりにこない、という事であろう。

また、ある著名な建築家は、自分の手になる住宅を完成させた後には、そこを再び訪れることをしないと云っているが、一面無責任にも聞こえるこの言葉の裏には、一つの真理が感じられてならない。住宅という物（モノ）は、資金と技術の相乗で出来ましょうが、その生活空間の質をつくり出すのは、一にも二にも、そこにすまう人が産み出すものであれば、設計のこちら側ではどうにもならないことである。この、どうにもならないというあたりこそが、すまう人御自身のもつ文化といわれるところであろう。そして、所詮、物作りのために血道をあげてきたことに終わった建築家としての空しさを、そこに読みとらざるをえないのである。

京都の龍安寺といえ石庭があまりにも有名なためか、「吾唯知足」という四文字のそれぞれの口をうまく造形化したつくばい、あの方丈の裏庭の一隅に、控えめに据えられていることを見逃してしまう人もあるようだが、実は、この「足ることを知る」という心根でもって、家を建てたり棲まったりすれば、もっとさらっとして好感のもてる、美しい住居が得られるのではなかろうか、とつねづね思われてならない。やたらと肩肘をはった玄関と屋根、やたらと気負った材料や色彩、やたらと多い道具などに踊らされている滑稽さもなくなり、また「加えることは容易だが、抜くということは難しいことです」などと、皮肉混じりに言われなくても良いのではなかろうか。悪評の多い看板だらけの町筋、粉飾だらけのお家にお庭など、近頃は本当に、やたらとだらけの洪水である。このような街や住まいを造り出すのが建築家の術でもなければ、その中に明け暮れするのが人の本意でもなかろう。何のこだわりもない無味無臭の空間こそが、人の生々しい生活行為をすんなりと受け入れてくれる棲み家なのではなかろうか。そして、厚化粧でないこの場が、ゆくゆく住まうひとの質を高め、さらには、より自由な生活空間としての可能性を産み出してくれるものと考えたい。千利休は、自ら作りもすれば、自らすまうこともした。私は、立派な一流建築家でもあったと思っている。「我が智力の強ければ必ず見ゆる・・・」と古語にも聞かすが、本当によく見えた御仁だと思われてならない。

整然をあえて否定したかに見ゆる藪庭にもあるように、美の中には、雑然の美もある。用の美もあれば不用の美もある。いずれを求めいずれのところとどめるか。卑しげにいろいろ求めて、これを「型」づくりしようとするか。一方、生き生きとした真の空間まで高めんと、これを「形」づくりしようとするか。そこにすまうひとの住まい方いかんによっては、天と地ほどにも隔絶した空間の格差が生じてくるのである。住まいを作るための物に関わる技術の面もさることながら、すまう・・・という生活技術こそをつ

よく提言したいのである。自らの住まい方を通して、たくみに空間づくりをする術そのものが、いかほど、建築するということの大きき参加していることか。とくと、考えるべき時代が来ていることを思う。

(西日本新聞掲載) 1979. 7. 刻 平